

令和6年5月10日

公益財団法人 黒住医学研究振興財団

令和5年度事業報告 附属証明書

令和5年事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
施行規則」第34条第3項に規定する附属証明書「事業報告の内容を捕
捉する重要な事項」が存在しないので作成しない。